

萩藩密用方と中山又八郎の活動について

―藩主重就期における密用方設置前後の動向―

はじめに

山崎 一郎

萩藩の密用方^{みちもちかた}は、時山弥八著『もりのしげり』(大正五年)に「廉アル典古或ハ儀式、又ハ侯家ノ系図譜録等ノ取調ヲ司ル役ナリ」と説明されている¹⁾。重要な先例や儀式、毛利家の系図・系譜等の調査を担当したという。小川國治氏が指摘したように、七代藩主重就期、安永三年(一七七四)十月に正式な役所として設置された²⁾。

密用方に関する従来の評価として次の三つが注目される。一つは萩藩の文書管理を司った役所とする評価³⁾、二つには、毛利家文庫の大部分を密用方文書と理解し、毛利家文庫における密用方文書の比重を重くみる評価である⁴⁾。このうち一点目に関しては、萩藩の場合、各役所が個別に文書管理を行うのが基本であり(ただし国元役所の場合、当職所への申請、同役所の承認が必要)、密用方が藩庁全体の文書管理を扱うといった制度的あり方は存在しないこと、二点目に関しては、毛利家文庫中に密用方文書が多いのは確かであるが、密用方文書の問題は、毛利家文庫を構成する萩藩庁文書という文書群、その中の役所文書のひとつとして理解すべきことを別稿で指摘した⁵⁾。

三つ目として、近世後期、「復古」(古法への回帰)を標榜する藩政改革において、密用方が重要な役割を果たした

とする岸本覚氏の議論があげられる。密用方を「毛利家に関わるすべての由緒を総括する役職」とし、「復古」改革の根幹部分を担ったと評価する。また、宝暦期を「復古」改革の前段階と捉え、重就が藩祖の威光(元就の神格化)で宝暦改革を正当化しようとしたことにより、藩祖顕彰が政治運営の不可欠な要素となったこと、そのような藩祖顕彰の中で密用方が生み出されたとする。密用方に関する新たな論点を提示する研究である。

ところで、周知のように重就は、六代藩主宗広の死去に伴い、宝暦元年(一七五一)、支藩長府から萩藩へ入り七代藩主となった。従来、重就の治世に関しては、宝暦検地の実施、撫育方の設置などの政策が高く評価され、藩政を立て直し維新の原動力を生み出した「中興の祖」とする藩主像、名君像で語られることが多かった。しかし研究の進展に伴い、宝暦検地や撫育方の実態解明が進み、その評価に修正が加えられるとともに、重就と家臣との対立、経済政策をはじめとする諸政策への厳しい批判の存在が明らかにされ、従来の名君像は再検討を余儀なくされている。こうした研究動向を踏まえれば、重就期における密用方設置の問題は、当該期の政治状況との関連において捉える必要があると考える。

本稿は、初代密用方役となった藩士中山又八郎に焦点を当て、密用方設置以前を含め、中山と密用方の具体的活動内容を検討する。右の課題に全面的に答えるものではないが、課題究明の上で、重就期における中山および密用方の活動を具体的に明らかにすることがまず必要と考えるからである。この点は従来十分検討されてこなかった点である。毛利家文庫・密用方文書と捉えることはできないが、毛利家文庫において密用方文書が大きなウエイトを占めることは間違いない。広田暢久氏がすでに指摘した点であるが、密用方の研究は、毛利家文庫を構成する個々の文書記録の性格を理解する上で不可欠な作業と考える。

一 中山又八郎の活動と密用方設置

(1) 密用方前史

密用方は安永三年(一七七四)十月二十八日に新設される。この時、密用方役に任じられたのが藩士中山又八郎(政恒のち恒之)である。彼は明倫館二代目学頭山県周南の五男にあたり、幼少期に中山家の養子に入る。密用方設置一〇年前の明和元年(一七六四)七月二十九日、中山が二五才の時、御右筆役に任じられ恩高二五石を下されるとともに、大記録方書調物および高洲平七御用物書調を命じられた。中山が記録作成や調査事業へ関わるのはこの時点からである。

大記録方(正式には江戸御国大記録方)は宝暦十三年(一七六三)二月に設置された役所である。当職所文書の整理等実績をもつ藩士柿並市右衛門が就任し、藩が発給する文書文言のチェックを主業務としながら、その他重就が命じる様々な調査・記録作成(内々好ヲ以申候義)を担当するとされた。大記録方の設置は、宝暦十一年に始まった宝暦検地が終了し(四月)、撫育方が新設される直前(五月)で、重就の宝暦改革がひとつの大きな山を越える頃といえる(後掲年表参照)。ところがその年の八月に柿並が死去し、後を継いだ仲子文右衛門も明和二年(一七六五)六月に急死するなど大記録方には不幸が続いた。大記録方書調物としての中山の仕事は、大記録方に命じられた様々な記録作成の実務(書写、編纂、校訂作業等)を担うことであった。仲子の死後も中山は担当していた仕事をそのまま継続しており、明和三年七月三日には、それまで江戸・国元に分置されていた大記録方の文書記録が萩の中山の元へ引き渡され、その管理が任された。仲子の死により大記録方という役所自体は活動休止となるが、大記録方が担った業務のうち、重就が命じた様々な調査・記録作成については中山へ引き継がれることになった。

明和元年七月二十九日時点での中山には、高洲平七御用物書調という役目も命じられている。高洲平七とは、重就側近として重用され、宝曆改革を推進した中心人物のひとり高洲就忠である(寄組士)。当時、当職裏判役と記録所役を兼帯しており、後には当役も務める¹⁵⁾。高洲平七御用物書調とは、重就から高洲に命じられた様々な記録作成や調査事業の実務を担当するものであった。ただし、中山が高洲直属の部下になったという意味ではない。中山へ正式に命じられる際には、当役や当役手元役、当職等から中山へ申渡しながされる¹⁶⁾。あくまで中山は、重就から高洲に命じられた仕事の実務担当者という立場であった。後には、重就から当役・当職へ命じられた様々な記録作成や調査事業等もその実務を中山が担っていくことになる。

密用方役拜命以前、中山の役名は御右筆役であった。大記録方書調物および高洲平七御用物書調として、重就の意向に基づく記録作成や調査業務を担当する中山は、複数いる御右筆役のひとりとして、いわば特命業務担当者という立場であったといえる。そのような立場での中山の仕事ぶりが、安永三年十月の密用方役就任へとつながっていく。

中山の下には助筆役が配置されている。明和二年三月〜同三年六月までは倉増平三が助筆を勤め、同年七月からは柿並多一郎(柿並市右衛門の息子)と伊藤平八が助筆を勤めた¹⁷⁾。以後、中山の下に柿並多一郎・伊藤平八が助筆を勤める体制が基本となる。明和九年からは、元就二〇〇回忌法要の記録作成(後述)のため人手が必要となり増助筆三名も認められている。執務場所は、明和二年九月から萩片河町の松坂屋屋敷とされたが、防犯・防災上の問題から、明和三年六月、活動を停止した萩城内の旧大記録方役所へ移転し、ここが新たな執務場所となった¹⁸⁾。

密用方設置以前、中山らのグループは、文書上、「密用所」とか「中山又八郎所」と表現されている。

(2) 密用方設置

密用方設置直後の構成メンバーは、中山の他、助筆として柿並と伊藤、暫時記録書調(増助筆)として檜崎与右衛門・西村忠三の二名である。設置直後の十月二十九日に「御儉約二付」増助筆一名減となった他は以前と大きな変化はない。執務場所や中山の執務形態にも変化はなく、家中での身分序列(筆並)も従来通り「御用所御右筆役之差次」であった¹⁹⁾。密用方設置は、御右筆役の一人として特命業務を担当するという中山の立場を、当役に附属する、独立した役所の仕事を担当する立場へと位置付け直す意味をもったといえる。加えて言えば、次節で述べるように、密用方設置直前の安永三年四月に輝元一五〇回忌法要が営まれ、中山はその準備段階から大きな役割を果たした。法要以前の業績もあわせ、中山の仕事ぶりを高く評価した藩主重就、高洲らの計らいで、新たに密用方役に就任させたという側面もあったと考えられる。

ところで、密用方設置以前、助筆柿並多一郎へ心付として米四石分の代銀が撫育方から支給されていた。密用方設置後、柿並は御右筆となり、本勤(通常会計)から役料が支給されたが、依然撫育方からも心付けが渡されていた。このことが役料の二重取りではないかと問題となり、安永七年十二月、撫育方からの心付支給は廃止された。ただし、それでは柿並の収入が減額となるという配慮から、結局柿並へ本勤から心付分の代替料が渡される形に変更された²⁰⁾。撫育方は本勤から切り離された別途会計であり、藩主の許可がなければ支出を許されない性格のものである²¹⁾。助筆柿並への心付料が、藩主重就の自由財源としての性格を色濃くもつ撫育方から支給されていたことは、中山および密用方の仕事も、重就個人の意向を強く反映するものであったことを如実に示すように思われる。

次章で明らかにするように、密用方役就任以後、中山は様々な業務を担当したが、天明六年(一七八六)九月四日、

四八才で死去する。「密局日乗」には「中山又八郎、昨夜已来中症^(中巻)にて候処、養生不叶今日果候事」とある。重就が六五才で亡くなる三年前のことであった。

なおすでに指摘したように、密用方を藩庁文書の管理部署とする理解は適切ではない。しかし、密用所時代から密用方時代まで、中山は調査事業や記録作成を遂行する上で、国元および江戸諸役所さらには御宝蔵(御什書類を保存)から必要な文書記録を閲覧、借用、筆写することを認められた(もちろん当役・当職の許可の上。作業後、文書は諸役所へ返還)。その基礎には、大記録方時代、国元・江戸全役所から提出させた所蔵文書目録の存在がある。この目録は大記録方消滅に伴い中山の下へ移管された。この目録を元に中山は、各役所へ必要な文書を請求し借り出すことが可能となった^(註)。中山および密用方はその活動を通じて、江戸・国元諸役所、御宝蔵保存の文書記録の写や抜粋本を大量に生み出していくことになる。そのことは結果的に(本来意図されたものではないが)、国元・江戸諸役所を横断する膨大な藩内情報が蓄積された場所、「情報の保管庫」としての性格を密用方に付与した。それは密用方が近世後期において一貫して継続する上で大きな意味をもつことになる。

二 中山又八郎および密用方が担当した業務

本章では、中山又八郎が、明和元年七月に大記録方書調物・高洲平七御用物書調に就任した後、安永三年十月の密用方設置を経て、天明六年九月に死去するまでの間、担当した主要な業務について述べたい。

(1) 初期の業務(明和元年八月〜同二年三月頃)

中山の初期の業務は、当時大記録方のトップであった仲子文右衛門の下、毛利家、一門、末家の由緒・系譜に関する記録類の書き写しや記録の校訂などを行うことであった。具体的には、「御懐中系図」(3公統20カ)の書き改め、「御一門衆系図」(21巨室2)の校訂、「御牌名帳」(13祭祀79)の書き改め、「広島時代御分限帳」の書き写しなどである^(註)。またこの頃から、儒者瀧鶴台による元就、隆元、輝元、秀就の伝記作成が開始されており、中山には瀧が作成した原稿の校訂作業も命じられた(後述)。

(2) 明和譜録のとりまとめ(明和元年十二月〜同四年三月)

譜録は、萩藩が家臣に提出を命じた各家の家譜であり、系図、由緒書、所蔵文書の写などが収録される。元文期に一門・寄組・大組士から提出されたが(元文譜録)、それに続き明和元年(一七六四)十二月、元文譜録未提出者(主に大組以下の中下級家臣)に対し提出が命じられた(明和譜録)。同二年三月、中山にこの明和譜録のとりまとめが命じられた。強調しておくが、中山の任務は「譜録の編纂」ではなく、提出された譜録が藩の定めた様式に合致しているかのチェック、提出状況の管理、未提出者への催促(直接には遠近方を通じた催促)などを行ったに過ぎない。明和譜録の提出命令は、次に述べる「御教戒」編纂のための史料収集という意味合いをもった。家臣からの提出は遅れ、提出期限は度々延期されたが、明和四年三月ようやく出揃った。同年十月二十八日、中山らはその功により褒賞を受けている^(註)。

(3) 「御教戒」の編纂作業(明和二年三月〜同四年九月)

「御教戒」は、御宝蔵保管の御什書類、閲閲録・譜録収録文書等から、祖先である元就・隆元・輝元らの教訓とな

る言葉を抜き出し編纂した記録である。明和四年(一七六七)秋、儒者山根華陽が前書を記し藩主重就に提出した。重就が自らの指針とすべく編纂を命じたものである。これに関し中山へは、明和二年三月、御什書、閲閲録、譜録等を調査し必要記事を抜き出す作業が命じられた。中山にとって最初の大事な仕事であった。同三年七月二日には、中山が抜き出した記事の校訂(中山又八郎御用物校合)が山根に命じられた。「御教戒」は、中山の作業をベースに山根華陽が校訂し、前書を記し完成に至っている。

(4) 「考撰雑彙」の作成(明和四年～同六年三月)

明和六年(一七六九)三月十九日、中山から裏判役兼記録所出頭高洲就忠へ「考撰雑彙」二冊が提出された。「考撰雑彙」(16叢書31)は、表1に示すような多数の記事が収録された記録である。各記事は一斉に調査・作成されたものではなく、明和四～五年頃、中山に対し個々に調査・作成が命じられている。

例えば「洞春公御二百廻忌之節、有廉事書寄」(表1No.1)

表1 「考撰雑彙」収録記事

【前編】		【後編】	
No.	記事内容	No.	記事内容
1	洞春公御二百廻忌之節、有廉事書寄	14	阿部飛騨守様御内福原伝次御由緒願詮議之事
2	日頼様以来、御三代様御官位・御改名年月日考証	15	古分限帳年月日不詳之分、詮議之事
3	秀就公以来、御代々御袴着・御元服・御隠居・御家督等、有廉事書寄	16	御小姓役御恩之事
4	日頼様御代以来、御姫様方御婚礼之年月日覚	17	清光寺門筋塀之事
5	天樹院様御代以来、御手伝覚	18	防長両国門徒之儀二付、清光寺江充ル御奉書之事
6	朝鮮信使來聘覚	19	清光寺家來大津登之事
7	朝鮮人漂着之覚	20	清光寺順円妻、毛利山城守元俱女之事
8	御頂人覚	21	清光寺家來大津登二男、無給通有付之事
9	遊行上人通路覚	22	御船手頭之事
10	巡見上使御通路覚	23	殿島御代參之事 付、兒玉家之事
11	御軍役覚		
12	御鷹之鶴御拝領年月日之覚		
13	大照公殉死之者跡式等御沙汰拔書付、春松寺ニおみて御施餓鬼之事		

は、天文～元龜年間の毛利元就の歴史を調査したもので、元就の叙位任官の変遷、朝廷への献納、將軍家への忠勤等の情報がまとめられている。重就の要望(「御内用御好之趣」)で作成が命じられ、明和五年六月十一日に高洲へ提出された。提出時の形態は「美濃紙三枚横綴」を奉書紙で包む形であった。「天樹院様御代以来、御手伝覚」から「御軍役覚」(表1No.5～11)は、輝元～重就代の「御公儀役目之廉々」が書き上げられた記録である。明和四年五月二十八日に当役右筆役岩政六郎右衛門へ提出されている。

このように「考撰雑彙」とは、明和四～五年頃、重就からの時々の求めに応じ、中山が調査・提出した様々な情報を、あらかじめ冊子形態にまとめ直したものである。なお、「考撰雑彙」と同時に、「後編」九冊、「御目付所日乗」六冊、「御近習帳」一冊が提出されている。

(5) 元就二〇〇回忌法要関係業務(明和四年三月～明和七年六月～安永六年一月)

明和七年(一七七〇)六月七～十四日、萩城内の洞春寺で毛利元就(洞春様)の二〇〇回忌法要が営まれた。この法要は、「御国政再興記 一」に「洞春様御年回之儀、先規よりも段々被入御念候事」とあるように、過去の法要と比べ大規模に営まれた点に特徴がある。

法要に先立つ三年前の明和四年三月十九日、中山は当役梨羽頼母から、諸役所にある過去の元就年忌法要関係記録を調査し項目別に抜粋するよう命じられた(「夫々部を分ケ書抜被仰付」)。翌五年六月十八日には、宇多藤右衛門とともに「御法会一件諸事御用掛」を勤めるよう再び当役梨羽より申渡される。法要に向け「御記録等見合、諸事廉書等仕置」よう命じられるとともに、「至而御内用之儀」であるので、ごく内密に仕事を行うように(「随分穩便ニ仕候様」と指示された。

中山の役割は、ひとつには、諸役所の記録を縦覧して儀式の先例を調べることであった。この頃の「密局日乗」には、寺社所や遠近方等から過去の法要関係記録を借り出している記事が数多い。もうひとつの役割は、各家臣の家筋と元就との関係、由緒を調査し、だれをどのような形で法要に参加させるかの判断書を作成する点にあった(最終判断は重就が下す)。例えば、明和六年二月には中山が中間頭を集め、組内に元就・輝元との由緒のある者、由緒を示す判物類を所持する者がいれば申し出るよう通達している²⁰⁾。また、表紙に「明和七庚寅 洞春公御法会二付御由緒詮議之内」と注記された「密書」(9 諸省104)という文書は、家臣等の由緒、元就との関係を踏まえ、だれをどのように年忌法要に参加させるのかの判断と方針を藩上層に尋ねているものである。おそらく中山から当役周辺に提出されたものの控と思われる。

法要が近づいた明和七年二月二十三日、中山は「御法会一件御用達」に任じられ、五月二十一日には境忠右衛門とともに役を務めるようとされた。法要直前の六月四日、藩主重就や当職毛利就禎らが準備状況確認のため洞春寺へ出向いた際には彼らに中山も同行している。また法要が始まると中山は毎日洞春寺に出勤している。中山は、法要がスムーズに行われるよう、実務担当者、裏方として活動したと考えられる。十月には中山をはじめ柿並・伊藤らが褒賞されている²¹⁾。

法要終了後、中山には本法要の記録作成が命じられた(「洞春様御法会御祭事一件根本記録」)。しかし、関係諸役所がまだ記録を集約し終えていない状況もあり作業は延滞した。加えて、安永元年(一七七二)二月二十九日、江戸の大火で藩邸が焼失し、運悪く江戸藩邸で保管されていた完成間近の草稿が焼失するというアクシデントにも見舞われ、完成はさらに遅れた。また記録は、上御用所用、若殿様用と密用所用の三部作成しなければならないことも負担となった。完成を急ぐため中山からの要望で三名の増助筆も認められた(前述)。法要から六年後の安永五年(一七七六)十二月、記録はようやく完成し、翌年一月に提出、三月に褒賞を受けている²²⁾。

(6) 諸国寺社の文書・棟札調査(明和八年三〜六月)

明和八年(一七七二)三〜六月、中山は芸州吉田、厳島、伊勢、高野山、出雲などに赴き、表2に示した寺院・神社の文書や古い棟札を調査した²³⁾。

調査に先立ち中山は、旅行願を当役益田隼人に提出している。文面には、「身柄宿願之趣」があり「何卒芸州吉田御廟参(芸州吉田の元就廟所への参詣)」を行いたい、あわせて伊勢・高野山等へも参詣したいとあり、表向きは個人的な参詣とされている。しかし実際には、「兼而被仰付候御用筋心得二相成候儀、且御用二立候儀も候ハ、」という理由で、各寺社での文書・棟札調査が当役益田から指示されていた。厳島や出雲大社など大きな社寺に関しては、中山個人の調査という形では事が円滑に進まない恐れがあり、事前に藩から調査依頼状が出された。一方、芸州吉田の宮崎八幡宮・祇園社調査の場合、あくまで中山個人の参詣・調査という形にされた。前年十月、宮崎八幡宮が毛利家との由緒(寛永二年の輝元の棟札があるという)を元に、大破している社殿修築費寄付を萩藩へ願い出た一件があり、神社側に無用の期待を抱かせないよう配慮していることと思われる。

この調査旅行は、前年の元就二〇〇回忌法要に功績のあった中山への褒美として許可され、彼の見聞を広めさせる意味があったと思われる(「兼而被仰付候御用筋心得二相成候儀」)。

表2 明和8年、中山又八郎の調査先

国名・地名	調査先
安芸国吉田	宮崎八幡宮
安芸国吉田	祇園社
安芸国宮島	厳島神社
安芸国廿日市	洞雲寺
安芸国	米山寺
安芸国	仏通寺
京都	黄梅院
高野山	安養院
伊勢国	御師村山氏
出雲国	宗松寺
出雲国	出雲大社

それとともに、藩外にある毛利家と関係の深い寺社、毛利家との由緒を主張する寺社に關し、史実を把握し、今後の対応を図るための史料調査という目的もあったと考える(「且御用二立候儀も候ハ、」)。

前述のように、明和七年十月には芸州吉田の宮崎八幡宮から社殿修復費寄付が懇望された。藩側は対応に苦慮しつつ、輝元の棟札があるという神社の要望に全く対応しないとすれば世間はどうか(「一向御構ひ無之様ニ御座候而者、諸人之心服之所も如何敷様二者有間敷哉」という判断から、銀子四三〇匁ほどを神社へ寄付した。また別のケースでは、元就法要に合わせ高野山の安養院で「洞春様御茶湯御執行」が実施された際、同山宝蓮院が焼香させて欲しいと萩藩へ願ひ出、由緒が不確定のため判断に迷うことがあった。こうした事例を踏まえ、藩外寺社の文書や棟札を調査し、毛利家との関係・由緒をきっちり把握しておきたいという意向が重就周辺にあったものと思われる。この調査旅行に關係深い記録が「中山遊歴 芸雲旧蹟記」(30地誌12)である。『毛利家文庫目録』では「中山又八郎が出雲・安芸を周遊した時、見聞した名所旧蹟を書き上げたもので、多くの絵図が挿入されている」と説明する。「名所旧蹟」とは出雲国広瀬富田城跡周辺をはじめ、毛利家に関わりの深い場所・古戦場であり、出雲・安芸以外に「石見銀山山吹城惣図」など石見の情報も含む。作成年次は記されていないが、この調査旅行がベースとなつて作成された可能性が高い(現在残るのは寛政四年写のもの)。

なお岸本氏が明らかにしたように、明和四〜五年、重就の意向により芸州吉田にある元就御廟所の永代掃除料が吉田町年寄らに寄付され、さらに同七年十二月、同御廟所に常夜灯が寄付された⁸⁶⁾。この一件に中山は関わっていないが、旅行で吉田に赴いた際、常夜灯残銀の支払いや常夜灯位置の決定といった事務処理に中山が携わっている。

(7) 輝元一五〇回忌法要關係業務(安永二年閏三月〜同三年四月)

安永三年(一七七四)四月二十四〜二十七日、萩の天樹院で毛利輝元(天樹院様)の一五〇回忌法要が営まれた。本法要にも中山が関わっている⁸⁷⁾。

法要に先立つ安永二年一月二十八日、記録所役三戸首令と小幡源兵衛が「一途之御用懸」に、奥番頭蟄川徹が「御廟普請一件其外御内用筋御用掛」に任じられ、三月朔日には御右筆役香原弥右衛門が「一途御用懸り諸沙汰」を命じられた。これに続いて中山は、閏三月四日に「御由緒申出其外共御用懸り」に任命された。法要の主担当は三戸・小幡であるが、準備に關わる実務的な役割を香原と中山が担う形であった。

輝元一五〇回忌法要は、元就二〇〇回忌法要同様、「御国政再興記 二」に「先規よりも段々被入御念候事」と記されている。特に享保九年(一七二四)の輝元一〇〇回忌法要と比べ大規模に営まれた点に特徴がある。

法要の大規模化を示す指標として、ひとつには法要期間の延長と講読される法華經数の増加がある。延宝七年(一六七九)の五〇回忌法要では、法要は七日間営まれ法華經千部が講読された。ところが享保七年(一七二二)の幕府儉約令に従い、同九年の一〇〇回忌法要は四日間短縮され、講読される法華經も三〇〇部とされた。これに対し一五〇回忌法要は五日間とし、講読数も表向き三〇〇部としながら実際には五〇〇部が講読された。当然参加する僧侶数も増えている。

もうひとつは、法要参列者枠の拡大である。



写真1 宗瑞公百五拾回御忌一事記録
輝元との由緒書、およびその証拠となる判物が書き写された部分

輝元の菩提寺天樹院は、輝元死去後の寛永二年(一六二五)に萩の「四本松御部屋御旧宅」(輝元の隠居所・四本松邸、現在の天樹院)に設置された。その後天和二年(一六八二)に堀内の火災により焼失し、貞享三年(一六八六)から桜江の隆景寺を天樹院と改め輝元の位牌を安置した。享保九年の一〇〇回忌法要はこの地で行われたが、手狭なため、輝元と深い由緒をもつ家筋の家臣一三名のみに寺詰(寺での法要参列)を認め、それ以外は由緒を申し立てても寺詰を認めなかった。ところが、重就治世下の宝暦七年(一七五七)、天樹院は故地である四本松に再興されることとなり、明和期に成就した。このことを背景に、一五〇回忌法要は多数の参列者を認める方針が示された。

安永二年(一七七三)、藩士たちの法要参加に関する遠近方からの問い合わせに対し藩は、今回は輝元との由緒を申し出れば、詮議の上で参加を認めるので、各家臣へ通達し申請させるよう指示している(「今度之儀ハ御由緒之段申出候ハ、被遂御詮議被仰付方

表3 輝元150回忌法要時における町人・百姓の由緒出願状況

区分	人数	内訳		
萩町人	20	うち町大工1		
山口町人	5	岩本新左衛門・横屋六右衛門・城戸太郎右衛門・広島屋弥兵衛・木村五郎右衛門		
宮市町人	3	兄部善左衛門・下瀬勘左衛門・松原半右衛門		
三田尻町人	1	五十君清助		
諸郡百姓	61	宰判	人数	内訳
		当島	7	庄屋2・畔頭1
		奥山代	7	庄屋1・足軽雇1・御雇地手子1
		前山代	4	紙見取手子1・庄屋1
		山口	1	庄屋1
		美祢	6	庄屋1
		奥阿武	3	庄屋1・年寄1
		大津	11	庄屋2・畔頭1
		船木	9	大庄屋1・小都合庄屋1・年寄1・畔頭2・勘場守1
		大島	1	医師1
		熊毛	1	
		伊佐	3	
		都濃	1	庄屋1
		佐波	4	庄屋1・勘場医1
		三田尻	1	御手鍛冶
吉田	1	百姓		
小郡	1	百姓		
計	90			

典拠：46 吉凶 10 (30 の 12)

も可有之候間、支配々々江及沙汰、早々申出候様」。こうした状況を受け、御用掛香原弥右衛門から遠近方に対し、輝元との由緒を示す文書(「御判物」)を所持する者は積極的に申請すべきで、そうしなければ文書を持ち伝えている意味がない、と申請を促している。

さらに注目すべきは、輝元との由緒の申請(法要参加への申請)が、藩士に限らず、藩内の町人・百姓にも広く呼びかけられた点である。安永二年には、藩内の町人・百姓約九〇名から、輝元との由緒を説明し法要への参加を願い出した願書が提出されている。提出者は、萩町人のほか、諸宰判の庄屋・大庄屋クラスが多い(表3)。

法要への参加といっても、寺詰を許可される者、焼香のみ許可される者、備物を奉納できる者、法事時に御齋が振る舞われる者、法要後に演じられる能を見ることが許される者、嫡子代勤が認められる者など、その家の由緒の軽重によって参加形態には様々なランクがあった。中山の仕事は、家臣・領民からの申請に基づき、彼らの由緒を調査し、輝元との由緒の軽重に基づき、誰をどのような形で法要に参加させるかの判断材料(家筋判断書)を作成することであった。例えば、清水宗治の子孫清水長左衛門や佐世元嘉の子孫佐世六郎左衛門など七家は、「御寺詰・御備物・精進物一種充、御満散御囃子聴聞被仰付、御法事内御齋被下、嫡子有之面々ハ代勤」が認められる、最も重い由緒の家柄とされている。

輝元一五〇回忌法要は、一〇〇回忌法要と比べ儀式自体が大規模となったほか、参加者枠が拡大され、輝元との由緒を申請させるを通じ、一〇〇回忌法要よりも多くの家臣・領民を法要に参加させようとした点に大きな特徴がある。ただし、参加者およびその参加形態は、輝元との由緒の軽重を基準に判断された。その公平性と妥当性(史実との適合性)を確保する上で、各家の由緒の調査、それに基づく判断は重要な意味をもった。「御由緒申出其外共御

用懸り」となった中山がこの法要で担ったのはそのような役割であった(元就二〇〇回忌法要時も同様と考えられる)。近世後期の密用方が藩祖の年忌法要に際し家臣・領民の由緒調査を担ったことは岸本氏の指摘があるが、それはすでに、明和と安永期の元就・輝元年忌法要時点からの業務であったことに注目しておきたい。

(8) 毛利庄の調査(安永四～五年頃)

毛利氏はもともと相模国毛利庄を本拠とする鎌倉御家人である。安永四年(一七七五)、中山又八郎は毛利庄に比定される相模国愛甲郡厚木町近辺を尋ね、毛利庄近辺の現状と周辺地理情報をまとめて「毛利庄」(30地誌5)という記録を作成している。奥書には安永四年八月の年紀と中山又八郎の名前が記され、「右先頭東海道罷越候節、毛利庄之儀相尋承合候処、都合右之通二御座候」とある。「密局日乗」によれば安永四年前半に中山は番手として江戸に赴いており、この機会を捉えて毛利庄の現地調査と記録作成を行ったものと考えられる。

(9) 文武諸芸御取立御内用一件(安永五年九月～同六年三月)

安永五年(一七七六)九月二十日、中山又八郎は、上御用所御右筆役竹内弥七郎とともに「文武之芸御取立之儀二付御内用」を努めるよう命じられた^⑧。これは藩主重就の「文武諸芸御興隆」の意向に従い、文武諸芸の修練に努めている者、初心者でも修練の心がけに優れている者、師匠として後進の指導に優れている者等を調査し、褒賞を与えるという事業であった。当初は竹内の担当業務であったが、彼が「役座繁多」のため実務担当者として中山にも業務が命じられた。

これ以前、すでに家臣らには、一五才以上で「文武諸稽古」に優れている者を「嫡子・庶子二至迄」報告せよ(書付提出)との指示がなされており、安永四年一月には、一五才以下の「嫡子・庶子・育等」についても「手習学向武芸等修行之衆」を報告せよと通達された。これらをもとに、安永六年三月十三日、明倫館で加判役宍戸美濃、御手廻頭国司備後列座の下、諸芸出精者に対し褒賞が下された(金子、絹等の下賜)。また、山口・三田尻在住の諸芸出精者に対し、三月二十日、御茶屋において御手廻頭へ御意が伝えられ、無給通以下に拝領物が別途渡された。

中山は、家臣から提出された書付を吟味し、誰にどのような褒賞を与えるかを判断する実務を担当するとともに、褒賞時の儀式の準備も担当した。本事業は、小川氏が指摘する重就期の文教政策の一環として位置づけられる^⑨。褒賞授与者は一二四名にも及んでおり、加えて育・嫡子・庶子、萩以外の山口・三田尻在住者等、広い範囲の者が褒賞対象とされた点が大きな特徴である。

(10) 「御国政再興記」編纂業務(安永七年十月頃～天明二年八月)

「御国政再興記」は重就の治績がまとめられた記録である。重就がどのように藩政改革を行い、藩政・藩財政立て直しにどれだけ貢献したかが力説された内容である^⑩。本書は「第一」と「第二」(附録)からなるが、その作成時期は異なる。「第一」は、安永七年(一七七八)十月、当時当役であった高洲就忠が草案を作成し、重就上覧後、同八年二月に当役国司備後が奥書を記し完成した。御宝蔵と洞春寺顕西殿に納められたほか、当職所、上御用所、遠近方等にも写が配備されている。一方「第二」(附録)は、「第一」から一年半後の安永九年十月に作られ、当初は「第一」の附録という形で配備された。その後、天明二年(一七八二)八月に改めて「御国政再興記 二」として清書された^⑪。

河村一郎氏は、「御国政再興記」の「第一」と「第二」では「記述の態度や文章の調子に差違が感じられる」とし、「第一」は自己称賛の気味はあるにしても、自己の業績に自信のある重就を反映して記録的態度を持しているのに対

して、「第二」は重就批判の「浮説誤伝」に対抗した自己弁護的なものになっている」と指摘する。⁴⁶重就批判の「浮説誤伝」とは、重就の首尾が悪く幕府から度々課役を負担させられている(明和三年美濃・伊勢諸川普請役、安永七年日光東照宮修築普請役)、財政悪化から家臣を切り捨てようとしている、萩南園や三田尻御茶屋工事等の贅沢をしている、という評判である。

この「御国政再興記」作成にも密用方が関与している。ただし関わり方は「第一」と「第二」で異なる。「第一」は高洲の草稿がベースであり、その清書が密用方に命じられたに過ぎない。密用方の関与は極めて限定的である。これに対し「第二」(附録)は、重就の命を受け密用方が主体となって作成された。

「第二」(附録)編纂に関する重就から密用方への指示は、「密用方江極内密申付之事」で知ることができる(安永九年八月二十九日⁴⁷)。ここでは、「宝曆改革」の必然性、宝曆検地の効果、近年の「国中難儀」は二回の幕府普請役と江戸藩邸焼失に原因があり、重就の贅沢や不首尾が理由ではないこと、家臣切り捨ての噂はまったくの誤りであること等を強調するよう指示されている。そして、子孫が「浮説誤伝」に惑わされることのないよう、重就の政治が決して「分過ニあらず、不首尾ニあらず」である証拠を集めてきちんと説明せよという。密用方はこの指示に基づき、「浮説誤伝」に対し一々反論を加える形で「第二」(附録)を編纂していく。

「第二」(附録)の巻頭には、密用方へ編纂を命じた理由として、「典古参考等も有之、日用繁多之役所ニ而難相調」ためとある。諸記録を参照しなければならず、既存役所は多忙で作成が難しいためというのが表向きの理由である。しかし「第二」(附録)が重就批判「浮説誤伝」への反論書として意図された故に、重就に近く、それまでも重就の意向に基づく記録作成・調査事業を忠実に担ってきた密用方に編纂を命じなければならなかったのが実情であろう(藩庁諸役所の役人たちがこそ重就批判の震源のひとつである⁴⁸)。

河村氏の指摘は、このような「第一」と「第二」の作成主体の違いに起因する。「第一」は、重就側近として政治の中心にいた高洲が、改革の趣旨や考え方を後世へきちんと伝えたいというスタンスで記述されたものといえる。それに対し「第二」は、「浮説誤伝」に対する反論に力点があり、批判を一々論破しようとするスタンスである。丁寧な反論とも言えるが、河村氏の評するように「自己弁護的」(すなわち「言い訳がましい」)である。それは重就の強い指示に基づき記録が作成された結果から必然的なものであろう。

(11) 「三公略譜」の校訂作業(明和元年八月〜安永二年頃/安永九年七月)

「三公略譜」(3公統24)は、「洞春公略譜 附常永公略譜」「天樹公略譜」「大照公略譜」からなり、漢文形式で記された元就、隆元、輝元、秀就の伝記である。儒者瀧鶴台⁴⁹に作成が命じられたが、安永二年(一七七三)の鶴台死後一時中断し、同九年七月、息子鴻之允に作成継続が命じられた。最終的な完成年は不明である。

重就は、宝曆十二年(一七六二)九月、萩の春日社内にあった御霊社を萩城内に移転し元就・輝元・秀就の霊を合祀した霊廟を新設する(後の仰徳社)。「三公略譜」の序文によれば、それを契機に、祖先の功績を子孫に永久に示すため鶴台に「三公略譜」作成が命じられたという(「茲ニ命儒臣、粗采録其功德事業、以示子孫於無窮」)。作成は明和元年(一七六四)八月頃から開始されたようである⁵⁰。

前述のように「三公略譜」は漢文で記されている。鶴台はまず和文で原稿を作成し、その内容の校訂を経た上で、漢文に「翻訳」するという手順で編集を進めた(鶴台死去時には、元就伝記のみ漢文が完成している状態であった)。中山には、大記録方書物調拝命直後の明和元年八月からこの校訂作業が命じられた。具体的には、鶴台の和文原稿を

チェックし、内容と史実の確認等を行うものであったようである。息子鴻之允に作業継続が命じられた際にも、「校合事実等之儀」は密用方に相談して行うようにとされた。^④

各伝記の分量はそう多くなく、おそらくは新たな史実が加えられているものでもない。瀧鶴台という当時一級の儒者の手になる漢文形式の藩祖の伝記という点が特徴である。それ故にこそ、単純な史実の間違いがなく、中山又八郎・密用方に校訂作業が命じられたものと考えられる。

(12) 「公族親姻録」の作成(天明三年五月)

「公族親姻録」(3公統167)は、『毛利家文庫目録』に「藩主秀就より重就代の親類イロハ別、家付、近族及び長府・清末・徳山・岩国各末家の由緒を索引的に整理したもの」と説明されている。支藩主家をはじめ毛利家代々と親類関係のある家について情報を整理しまとめた記録である。奥書によれば、天明三年(一七八三)五月、江戸番手として在府中であつた中山が当役尾玉就恒へ提出したことがわかる。同年十月、同五年八月に追加改正が行われている。

(13) 「治元公申上」の作成

「治元公申上」(3公統132)は、表4にまとめたような、毛利家に関わる基本的な歴史事項が記述された記録である。幕末期、密用方の所蔵記録をまと

表4 「治元公申上」の記事内容

No.	内容
1	大江御姓由来之事 付、神別大枝之御姓趣之事
2	毛利御称号之事
3	松平御称号之事
4	御末家方次第大概之事
5	先年以来岩国家筋趣大概之事
6	萩御一門六家并益田・福原両家等大概之事
7	公家武家御善別次第之事
8	広元様以来御領知之事
9	中国十州之事
10	高松陣以来御領国之事 付、元春様・隆景様之事 付、清水長左衛門事
11	関東以来周長一円御領国之事 付、吉川・福原之事
12	寛永十一年御判物御拝領之節之事 付、益田牛庵事
13	元就様以来御代々御官位之次第之事
14	菊桐御紋之事
15	義昭公より桐御紋被下候事
16	龍昌院様之御事

めた「秘府御書物部類目録」(54目次2(2の1))には、本書について「御当家廉有事、御末家・岩国・御一門等之大概」とし、「中山翁撰」と記す。現在の題箋には「治元公申上」とあるが同目録には「治元公江申上」とある。その題名からして、重就の息子治元(八代藩主治親)が萩藩の歴史を学ぶための、言わば教科書として中山がまとめたものと考えられる(作成年次等是不明)。なお、「治元公申上」の典拠となる文書を収録した、「治元公申上附尾」もある。

(14) 江戸藩邸焼失後の文書復元作業

最後に触れるのは、これまで述べてきたものとは趣を異にする業務である。安永元年(一七七二)二月二十九日、江戸大火により萩藩江戸藩邸は焼失した。これにより、上御用所(当役に附属する役所)をはじめ江戸藩邸の諸役所はその所蔵文書を失った。江戸諸役所は必要な文書記録の復元に迫られたが、これに関し中山(密用所)が大きな役割を果たしている。^⑤

藩邸焼失から一月半後の四月十二日、上御用所右筆役中島一郎兵衛から中山に対し、今時の火災により役人帳(各役職の就任者・就任期間を記した記録)を焼失したので、密用所で作成した役人帳の写を送ってほしいと依頼があり、すぐに役人帳二冊が江戸へ届けられた。また上御用所控物方山崎弥兵衛からは、必要と思われる記録があれば渡してほしいとの依頼が中山へあり、「御在府定式献上二件」「御参勤献上二件」「御在国年定式献上二件」「閏

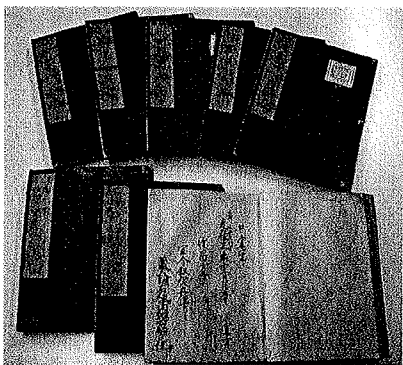


写真2 御持廻長持江入候御密用物(3公統55「帙入御什書」)

月献上之部」の四冊が中山から山崎へ渡された。各文書の詳細は不明だが、題名からすると幕府への定例の儀礼関係の記録ではないかと推測される。

安永三年九月二十六日には、当役毛利就盈と当時当役添役であった高洲から中山に対し、江戸藩邸焼失に伴い上御用所の文書記録が大量に失われたので詳細に調査するように(「御用所内御記録類其外焼失之品々余分有之、巨細二致尙儀候様」)、ついでには、焼失文書の復元を依頼することがある(「償ひ被仰付儀も可有之」と申し渡されている。これを受け中山は、大記録方時代に作成された役所の文書目録(前述)を元に焼失文書の確定作業を行っている。

前述のように中山(密用所)の下には、その業務の結果、国元・江戸方を横断する膨大な情報、文書記録の写、抜粋本が蓄積された。そのような藩内における「情報の保管庫」としての中山(密用所)の機能に着目し依頼された業務が、焼失した江戸藩邸文書の復元であった。

また、安永元年十二月十一日、「御持廻長持江入候御密用物書調」が草場用蔵ら三名に命じられた。これは、毛利家にとって重要な御什書類、例えば、享保年間に藩士永田瀬兵衛がまとめた御什書類(現在の『大日本古文書 毛利家文書』所収文書)や、毛利家が徳川將軍家から与えられた文書(領地目録や一字書出など)について、精巧に書き写した記録を作成するものであった。江戸藩邸の火災により、藩主重就が將軍徳川家重から与えられた一字書出など、毛利家にとっての重要文書の一部も失われていた。これを踏まえ、以後重要文書の原本は国元の御宝蔵保管とし、その代わり文書を精密に写した冊子を作成し、参勤交代時に国元・江戸間を持ち運ぶことにしたのである。いわば災害を契機とする重要文書の危機管理対策といえる。草場らは密用方と相談して作業を行うようにとされ、中山らの指導の下で作業が進められた。

記録は翌安永二年閏三月三日に完成し、当役佐世広嘉の検分を経た後、右筆役中島一郎兵衛らの立ち会いの下で御持廻り長持に納められた。毛利家文庫に残る「映入御什書」(3公統55・写真2)、「御持廻御判物長持入注文」(54目次78)がそれである。その後、中山・柿並・伊藤ら密用所の役人および草場・津田・中川らが褒賞を受けている。

おわりに — 成立期密用方の役割をどう考えるか —

以上、初代密用方役となった中山又八郎に焦点を当て、密用方設置以前の中山および密用方が、重就治世下にどのような業務を担ったのかを具体的に明らかにした。これを成立期密用方の業務と総称しておく。

はじめに述べたように『もりのしげり』は、密用方の仕事を、①先例や儀式の調査、②毛利家の系図・系譜の調査と説明する。成立期密用方の業務の内、①には元就・輝元の法要に先立つ儀式の先例調査や「考撰雑彙」収録記事に関わる調査が、②には「考撰雑彙」収録記事に関わる調査、「公族親姻録」作成が該当するほか、毛利家の歴史に関する調査、記録作成という意味にまで広げれば、中山の初期業務、毛利庄調査、「御教戒」編纂、諸国寺社の文書・棟札調査、「治元公申上」作成なども該当する。一方、元就・輝元年忌法要に係る参列者の由緒調査と判断書の作成、文武諸芸取立御内用の業務(重就の文教政策に関わる業務)、「御国政再興記」(特に「第二」編纂などは、『もりのしげり』の定義には収まらない。また本来意図された業務ではないが、江戸藩邸焼失に伴う文書復元や危機管理対策業務も従来まったく知られていなかったものであり、萩藩の文書管理史を考える上で注目される役割である。このように、成立期密用方が『もりのしげり』の定義に収まらない多様な業務を担っていたことをまず確認しておきたい。

「密局日乗」では、中山および密用方の業務を「至極之御内用」や「御密用筋之儀」、作成した記録を「御密用物」と記す。この表現が示すように、成立期密用方が担った業務とは、要するに、藩主重就の意向に基づく内密の調査や記録作成(秘密の御用すなわち「密用」)である。重就の意向に基づく内密の仕事を行うこと、ここに成立期密用方の本質がある。重就の耳目となって先例や儀式、毛利家の歴史、家臣達の由緒や諸芸の修練状況を調査・把握すること、重就の声となって重就の正当性を主張すること(「御国政再興記」第二の編纂、それこそが成立期密用方に求められた役割であった。密用方前史にあたる大記録方は、文書文言のチェックを主業務としつつ、重就からの「内々好ヲ以申候義」をも担うとされたが、この部分の役割を引き継ぎそれに特化したのが成立期密用方ともいえる(江戸藩邸焼失に伴う業務は、突発的業務であるためとりあえず外して考えておく)。その意味で、『もりのしげり』が、大記録方設置の宝暦十三年二月をもって密用方の設置時期としているのは、中山又八郎を媒介とする大記録方と密用方の系譜的な繋がりを重視すれば、まったく的外れともいえない(もちろん正式な設置は安永三年十月二十八日で間違いない)。

右のように理解した場合、成立期密用方の業務を通じ重就が意図したものは何であったのか問題となる。個々の業務について言えば、文教政策や藩祖顕彰の遂行などの意図を見いだすことはできる。その一方で、成立期密用方の業務全体をどのように評価するのかという視点も必要と考える。

その場合、はじめに述べたように、治世下における重就と家臣の対立、重就の政策に対する強い不満・批判の存在という問題を考慮せざるを得ない。諸研究を踏まえれば、それは重就期の一貫した状況であり、重就にとって如何にそれに対抗して自らの権力基盤、政事的立場を強化し、正当性を主張し続けるかが大きな課題であったと理解されるからである。

以下は見通しの述べるが、右の課題解決の上で必要となる調査、記録編纂事業を担わせること、それこそ重就が成立期密用方に期待した最も大きな役割であったと考える。例えば、文武諸芸御取立政策や元就・輝元年忌法要の大規模化は、多くの家臣・領民を大規模なイベントに取り込むものであり、毛利家ならびに重就への求心力を高めるための家臣・領民の統合策といえる。成立期密用方が担ったのは、それを遂行するための調査業務である。また「御国政再興記」編纂(特に「第二」)は、すでに指摘されているように重就批判に対する現在・将来に向けての正当性の主張を意図した。藩祖顕彰の問題も、重就期全体を通じた自らの権力基盤、政事的立場強化の一手段として理解することができる。

さらに、重就が宝暦八年(一七五八)十二月の直書において、家臣達に次のよう述べていることが注目される。^④

先例旧格家風とさへ申候得者、脇より否不得申候故、不心得之役人ハ事品により、おのれくか勝手宜敷事ハ先例旧格家風を申立、人を防ぎ我意を立候輩も有之様ニ相聞候、先例旧格も多くハ近年之仕癖ニ而、必しも祖宗之古法ニあらず、たとへ家風と成来候事ニ而も、道理ニ不叶儀者時により改へし

ここで重就は、ことあるごとに「先例旧格家風」を主張し、「人」(それは究極的には重就を意味すると思われるが)の意見に異を唱える家臣を厳しく批判する。そして、「先例旧格」の多くは「近年之仕癖」に過ぎず「祖宗之古法」ではないと言い切り、道理による判断を強く求める。こうした発言を重視すると、重就が毛利家の歴史や過去の情報(先例)の把握に努めたことは、単なる先例重視とはいえない(むしろ重就は、「先例、先例」と言うなど言う)。「御教戒」編纂に係り述べた点でもあるが、毛利家の歴史や過去の情報(先例)の把握が強く指向されるのは、その正確

な情報を掴むことで、対立する家臣たち(「先例旧格家風」を主張する家臣たち)に対し、情報面で優位性を保つという側面をもつ。支藩から本藩主を継いだ重就が譜代家臣たちに対する上において、それは極めて重要な意味をもった筈である。重就が中山や密用方に先例や毛利家の歴史に関する調査を命じた意味も、家中における彼の政治的立場強化の一手段と位置づけ得る。

成立期密用方の位置づけに関しては以上の見通しをもつが、この点は稿を改めて論じてみたい。

最後に重就期以降の密用方に関し付言しておく。江戸藩邸焼失後、密用方は焼失文書の復元、重要文書の危機管理対策を担当した。これは、密用方が藩内における「情報の保管庫」としての機能を有していたことを背景とする。繰り返しになるが、密用方が藩庁の文書管理を司ったわけではない。しかしながら、江戸・国元諸役所や御宝蔵など、藩内の広い範囲の文書記録を調査することを許可された結果、密用方が、藩内を横断する「情報の保管庫」としての性格を帯びたことは指摘し得る。そのことにより、本来、重就の意向による内密の仕事を扱うことに本質のあった密用方は、藩内における新たな有用性を見いだされることになる。江戸藩邸焼失後、文書の復元業務を担ったのは、密用方が藩内における「情報の保管庫」という性格を有している点に注目されたためである。重就期以後も、密用方が廃止されることなく幕末期まで継続されたひとつの要因に、「情報の保管庫」としての密用方の性格を考えておきたい。

成立期密用方略年表

年	重就をめぐる政治動向	中山又八郎・密用方の動向
宝暦 1 (1751)	4. 重就、萩藩相統	
宝暦 4 (1754)	5. 加判役毛利広漢罷免	
宝暦 9 (1759)	3. 洞春寺元就神前で改革宣言	
宝暦10 (1762)	12. 一門宍戸広周らに隠居命ず	
宝暦11 (1761)	8. 宝暦検地開始	
宝暦13 (1763)	4. 検地終了 / 5. 撫育方設置	2. 大記録方設置
明和 1 (1764)		7. 中山、大記録方書物調等拜命
明和 3 (1766)	2. 美濃・伊勢諸川修築普請役	3. 明和譜録出揃う
明和 4 (1767)		3. 元就法要事務開始 / 「御教戒」完成
明和 6 (1769)		3. 「考撰雑彙」提出
明和 7 (1770)	6. 元就200回忌法要	
明和 8 (1771)		3 ~ 6 諸国寺社調査
安永 1 (1772)	2. 江戸藩邸焼失	
安永 2 (1773)		閏 3. 輝元法要事務開始
安永 3 (1774)	4. 輝元150回忌法要	10. 密用方設置
安永 4 (1775)		前半.毛利庄調査
安永 5 (1776)		9. 文武諸芸取立御内用
安永 6 (1777)	3. 文武諸芸者勸賞	
安永 7 (1778)	1. 日光東照宮修築普請役	
安永 8 (1779)		2. 「御国政再興記 一」完成
安永 9 (1780)	4. 高洲就忠禁錮 / 山検地開始	
天明 2 (1782)	8. 重就隠居、治親家督相統	8. 「御国政再興記 二」完成
天明 3 (1783)	8. 治親、当職益田らを罷免	
天明 5 (1785)	11. 山検地完了	
天明 6 (1786)		9. 中山死去
寛政 1 (1789)	10. 重就死去	

註

- (1) 『もりのしげり』については広田暢久氏「毛利家編纂事業史(其の二)」(『山口県文書館研究紀要』(以下『紀要』と略)第6号 一九七九年) 参照。
- (2) 人物叢書『毛利重就』(吉川弘文館 二〇〇三年)、168頁、173頁。
- (3) 『毛利家文庫目録』第一分冊の「緒言」(山口県文書館 一九六三年)。
- (4) 広田暢久氏「長州藩編纂事業史(其の二)」(『紀要』第9号 一九八二年)。
- (5) 拙稿「萩藩における文書管理と記録作成」(国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』第二章 岩田書院 二〇〇八年)、同「毛利家文庫の形成過程と文書群構造」(『紀要』第37号 二〇一〇年)。
- (6) 「長州藩祖廟の形成」(『日本史研究』438 一九九九年)、「長州藩の藩祖顕彰と藩政改革」(『同』464 二〇〇一年)。
- (7) 代表的なものとして、三坂圭治氏『萩藩の財政と撫育制度』(マツノ書店 一九七七年、初版一九四四年)。
- (8) 重就と家臣との対立については、早く河村一郎氏が「御国政再興記」のこと―長州藩の宝暦改革―(『長州藩思想史覚書―山県周南前後―』所収 初出一九六一年)、「毛利広漢のこと」(『同上』所収 初出一九八四年)で指摘された。近年の研究としては小川國治氏「転換期長州藩の研究」(思文閣出版 一九九八年)・前掲註(2) 同氏書、重就期の藩財政や経済政策に関する田中誠二氏の一連の研究、「萩藩宝暦検地の研究」(同氏『近世の検地と年貢』第六章 塙書房 一九九六年)、「萩藩天明山検地の研究」(『瀬戸内海地域史研究』第七輯 文献出版 一九九九年)、「萩藩後期の藩財政」(『山口大学文学会志』第四九卷 二〇〇一年)、「萩藩後期の経済臣僚たち」(『瀬戸内海地域史研究』第九輯 二〇〇二年)、穴井静香氏「萩藩撫育方の研究」(『瀬戸内海地域史研究』第九輯 二〇〇二年)などがある。なお、重就像の再検討が進んでいることについては、『防府史料第五十一集 三田尻沙汰控 上』(防府市立防府図書館 二〇〇二年)の「解説」(芝原直樹氏執筆)でも言及されている。
- (9) 前掲註(4) 論文。
- (10) 毛利家文庫「密局日乗」(19日記18) 同日条。「密局日乗」は密用所、密用方の日記。以下、断らない限り史料はすべて毛利家文庫。
- (11) 吉田祥朔『近世防長人名辞典』(西日本図書出版株式会社 一九五七年)。なお、中山又八郎が周南五男であることは萩市の河村一郎氏から指摘を受けた。
- (12) 「御密用所御右筆中山又八郎日乗」(19日記14) 同日条、「秘府定規」(9諸省56)、「分限帳」(52給録51(13の2))
- (13) 拙稿「宝暦末〜明和前期における萩藩の記録編纂事業について―江戸御国大記録方の設置および中山又八郎の活動―」(『紀要』第34号 二〇〇七年)。なお、正徳・享保期に「大記録」を編纂した大記録方とはまったくの別組織。
- (14) 「密局日条」 同日条。
- (15) 高洲就忠については前掲「毛利重就」49頁に詳しい。
- (16) 当役と当職は加判役を構成する藩の二大重職で、一門・寄組士から任用された。当役が藩主に従って江戸・国元を行き来するのに対し、当職は常に国許にあって財政・民生
- (17) 「密局日乗」(10諸役31)、「密局日乗」明和3年7月3日条。
- (18) 「密局日乗」明和2年8月18〜19日条、3年6月晦日条、7月5日条、および「秘府定規」。
- (19) 「密局日乗」安永3年10月29日条。
- (20) 「密局日乗」安永7年12月26日、28日条。
- (21) 前掲田中誠二氏「萩藩後期の藩財政」。
- (22) 前掲註(13) 拙稿。
- (23) 同右。
- (24) 同右。なお元文期の譜録については、拙稿「萩藩元文譜録と永田瀬兵衛」(『紀要』第36号 二〇〇九年) 参照。
- (25) 註(13) 拙稿。なお、脇正典氏は「御教戒」を藩主教育という視点で評価している(『萩藩成立期における藩主教育』『山口県史研究』第14号 二〇〇六年)。「御教戒」は『山口県史 史料編近世5』(山口県 二〇一〇年) 収録。
- (26) 「御意口上控」(38御意口上控10(22の5))
- (27) 「密局日乗」 同日条。

- (28) 「考撰雜彙」の「洞春様御二百廻忌之節有廉事書寄」の項、および「密局日乗」明和5年6月9～12日条。
- (29) 「密局日乗」同日条。
- (30) すべて「密局日乗」同日条による。
- (31) 「密局日乗」明和6年2月10日条。
- (32) 「密局日乗」の同日条による。
- (33) 「密局日乗」明和9年9月27日、安永3年6月10日、10月6日、同5年12月24日、同6年1月21日、3月3～4日条。
- (34) 本節はすべて「吉田御廟御寄付一件」(13祭祀50)による。
- (35) 前掲「長州藩藩祖廟の形成」。
- (36) 本節での輝元一五〇回忌法要に関する史料はすべて「宗瑞公百五拾回忌御忌一事記録」(46吉凶10)による。
- (37) 天樹院の由来については「寺社隱密書寄」(12寺社11)の天樹院の項による。
- (38) 「密局日乗」同日条および「文武御興隆觀賞一件」(15祭祀78)。以下、本節の記述は「文武御興隆觀賞一件」による。
- (39) 「宝曆・天明期長州藩文教政策と越氏塾」(同氏『転換期長州藩の研究』補論)。
- (40) 11政理63～65。
- (41) 「御国政御再興記一事」(11政理66)。
- (42) 前掲「御国政再興記」のこと―長州藩の宝曆改革―。
- (43) 「御国政御再興記一事」。
- (44) 例えば、天明山検地が諸役人の反対にも関わらず重就の意向で強行された一件や、撫育方資金放出を当職・手元役らが求め罷免された一件など(前掲田中氏「天明山検地の研究」「萩藩後期の経済臣僚たち」参照)がそれを示す。
- (45) 瀧鶴台については、前掲小川氏「宝曆・天明期長州藩文教政策と越氏塾」に詳しい。
- (46) 「御密用所御右筆中山又八郎日乗」明和元年8月3日条に「日頼様(元就)御年譜瀧弥八(鶴台)方調被仰付候、仲子方申談校合仕事」とある。
- (47) 「密局日乗」安永9年6月21日条、7月3日条。
- (48) 本節の記述はすべて「密局日乗」の各日条による。
- (49) 毛利家文書(1)近世文書(11)重就175。毛利家文庫「吉元公・重就公御直書付」(40法令191)に写が収録されているが誤読も多い。